

参加希望者 殿

独立行政法人水資源機構分任契約職
筑後川下流総合管理所長

北 村 達 也
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- | | |
|-----------|--------------------------|
| 1 件 名 | 山口調整池船舶点検業務【オープンカウンター方式】 |
| 2 施 行 場 所 | 福岡県筑紫野市大字山口地内 山口調整池 |
| 3 期 間 | 契約締結日の翌日から令和8年1月30日まで |
| 4 内 容 等 | 別添、仕様書のとおり |

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟読のうえ提出して下さい。

記

- | | |
|--|--|
| 1 現 場 説 明 | 実施しません。 |
| 2 見積参加要件 | 福岡県又は佐賀県内に本店、支店又は営業所等が存すること。 |
| 3 見 積 書 等 | |
| 1) 様 式 等 | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りします。また、余白にくじ番号を記載して下さい。 |
| 2) 提出方法 | FAX、持参又は郵送による。(※FAX番号は、4)に記載された番号) |
| 3) 見 積 書 提出期限 | 令和 7 年 7 月 14 日 11時 まで |
| 4) 提 出 先 | 独立行政法人水資源機構 筑後川下流総合管理所
FAX 0942-26-1525 |
| 5) 担当者 | 経理課 鶴川 |
| 6) 質 問 書 提出期限 | 令和 7 年 7 月 7 日 11時 まで
※質問の回答については、翌日12:00までにHPに掲載します。 |
| 7) 見積回数 | 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は 令和7年7月15日 11時まで とします。 |
| 8) そ の 他 | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を提出した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。 |
| 4 見 積 結 果 | 見積結果については、 <u>契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知</u> します。 |
| 5 そ の 他 | |
| 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。 | |
| 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の支払となります。 | |
| 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。 | |

山口調整池船舶点検業務 仕様書

第1節 総 則

1-1 業務の概要

本業務は、山口調整池船舶の機能回復を目的として点検整備を行うものである。

1-2 業務場所

福岡県筑紫野市大字山口地内 山口調整池

1-3 業務期間

契約締結の翌日から令和8年1月30日まで

1-4 定期点検時期等の制限

定期点検は、令和7年10月1日から業務期間内に実施するものとする。

また、第1種中間検査の受験期間は、第4節によるものとする。

1-5 提出図書

点検報告書（履行写真含む）を1部提出するものとする。

1-6 疑義等

本仕様書について疑義等がある場合は、担当職員と協議するものとする。

第2節 点検整備

2-1 一般事項

(1) 本業務の対象である船舶の仕様は、次のとおりである。

船 名	やまぐち
船 質	F R P
艇 名 称	ヤマハ BayFisher20
船舶の大きさ	長さ × 幅 × 深さ 5.56×1.92m×0.73m
用 途	作業船
船 籍 港	福岡県筑紫野市
最大搭載人員	6 人
船 外 機 出 力 及 び 機 種 名	50.0PS (ヤマハ F50HETL)
燃 料	無鉛レギュラーガソリン
格 納 場 所	山口調整池ゲート庫

(2) 点検整備は、山口調整池ゲート庫（艇庫）で、船舶検査前に行うものとする。

(3) 点検作業において、異常を発見した場合は直ちに担当職員に報告するものとする。

(3) 点検整備作業に必要な商用電源（100V）及び水（飲用不可）は、無償支給する。

(4) 本業務期間中に発生した不具合等の整備を担当職員との協議により追加指示する場合があります、この場合は設計変更並びに請負代金額変更の対象とする。

(5) 点検整備後は調整池内にて、試運転を行うものとする。

(6) 点検整備終了時は、船庫の不要となった資機材を回収するものとする。

2-2 点検整備作業

(1) 別紙一作業船点検チェックシートにより、定期点検を業務期間中に1回実施するものとする。

また、これ以外に必要な点検項目については追加して確認するものとする。

(2) 船外機の各部においてグリス給油脂を行うものとする。

(3) ハンドル・スロットルのワイヤ等調整を適宜行うものとする。

2－3 取替材料等

本点検作業において次の材料を取替るものとし、発生品は受注者の責任において処分するものとする。

なお、2－2 点検整備作業により取替材料等以外に取替を必要とする部品が確認された場合には、新規手配部品による取替を担当職員との協議により追加指示する場合があります、この場合は設計変更並びに請負代金額変更の対象とする。

品 名	規 格	数 量	備 考
エンジンオイル	4 ストローク用 10W-30	1 缶	4 缶
エンジンオイルフィルター	FD50HETL 用	1 個	
ギヤオイル	GL-4#90	1 式	指定箇所給油
燃料フィルター	FD50HETL 用	1 個	エンジン部付き
燃料フィルター	船体付き用	1 個	燃料タンク室内
バッテリー	95D31R 12V	1 個	マリン用
ステッカー	定員 6 人	1 枚	張替
ステッカー	救命胴衣格納場所	1 枚	張替（固型式）

2－4 納品

本点検において次のものを担当職員が指定する場所に納めるものとする。

品 名	規 格	数 量	備 考
信号紅炎	法令適用品	1 セット	小型船舶用

第 3 節 履行条件

船舶の使用状況や降雨等により、作業の実施が困難な場合があることから、点検日は事前に担当職員と打合せのうえ決定するものとする。

第 4 節 第 1 種中間検査申請及び受験代行

- (1) 船舶検査に伴う検査申請・受験代行を行うものとし、受検期間は令和 7 年 11 月 8 日から業務期間内とする。
- (2) 検査申請とは本件に関わる小型船舶の検査等に関する申請に際し、一切の権限・事務手続きを受注者に委任するものである。また、受注者は船舶検査申請及び検査手数料の納付（受注者負担）を行うものとする。
なお、検査手数料は 14,900 円とする。
- (3) 検査受験の結果、簡易な調整等で対応可能な作業は本業務に含み実施するものとするが、追加整備が必要な場合は担当職員との協議により追加指示する場合があります、この場合は設計変更並びに請負代金額変更の対象とする。

－ 以 上 －

作業船 点検チェックシート

船 名	やまぐち号	用 途	作業船
船 舶 番 号	第290－64788号	点 検 日	令和 年 月 日
重 量・長 さ	0.7t・5.56m	実 施 者	

区分	点検箇所	点検内容	点検結果	備 考
船 体	全般	損傷状態		
	タンクルーム	損傷状態、開閉具合、タンク固定状態		
	バッテリールーム	損傷状態、開閉具合、バッテリー固定状態		
	イケス	損傷状態、開閉具合		
	フロアスカッパ	キャップ取付状態、パッキン状態		
	イケススカッパ	キャップ取付状態、パッキン状態		
	防舷材	取付状態		
	係留金具	取付状態		
	漏水確認	船体漏水状態		
	安定確認	船体安定状態		
船 外 機	全般	損傷状態		
	ボルト類	取付ボルト・ナット・ネジ等の状態		
	塗装状況	塗膜状態		
	防食亜鉛	消耗状況		
	トリムタブ	消耗状況、取付状況		
	リコイルスタータ	作動確認、ロープ状態		
	キャブレタ	作動確認、調整		
	スパークプラグ	点検、清掃		
	給油状態	各部グリス給油		
	エンジンオイル	オイル状態確認		
	冷却水系統	循環状態、漏水		
	プロペラ	損傷状態		
	プロペラシャフト	損傷状態、漏油		
	チルト機構	作動確認		
	ギヤシフトレバー	作動確認、調整		
	スロットルハンドル	作動確認、調整		
	緊急エンジン停止スイッチ	作動確認		
	アイドリング状態	アイドリング回転数確認、調整		
燃 料 系 統	燃料系統	ホース・接続部の状態、漏油		
	エンジン燃料フィルタ	損傷状態、清掃		
	ガソリントank燃料フィルタ	損傷状態、清掃		
	ガソリントank	損傷状態、漏油、燃料計、エアベントスクリュ		
	オイルタンク	損傷状態、漏油、ドレン排水		
電 気 系 統	バッテリー	損傷状態、液面、電圧		
	バッテリーターミナル	清掃状態、接続状態		
	メインスイッチ	作動確認		
	各配線	損傷状態、接続状態		
	電源スイッチ	損傷状態、作動状態		
	ヒューズ	取付状態		
全体	試運転	動作確認(10分程度)		

点検記号 異常なし:レ 異常あり:×(備考欄に内容記載) その他交換、調整等実施時には備考欄に記載

作業船 点検チェックシート(法定備品)

船 名	やまぐち号	用 途	作業船
船 舶 番 号	第290－64788号	点 検 日	令和 年 月 日
重 量・長 さ	0.7t・5.56m	実 施 者	

区分	点検箇所	必要数量	確認結果	備 考
法定備品	係船索(ロープ)	2本		
	アンカー(いかり)	1個		
	アンカーチェーンまたは索	1本		
	小型船舶用救命胴衣	6着		
	小型船舶用救命浮環	1個		
	小型船舶用信号紅煙	1セット(2本)		
	バケツ	1個		
	音響信号器具	1個		
	ドライバー	1個		
	レンチ	1個		
	プライヤー	1個		
	プラグレンチ	1個		

点検記号 必要数量あり:レ 必要数量なし:×(備考欄に内容記載)

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は、明確に記載してください。

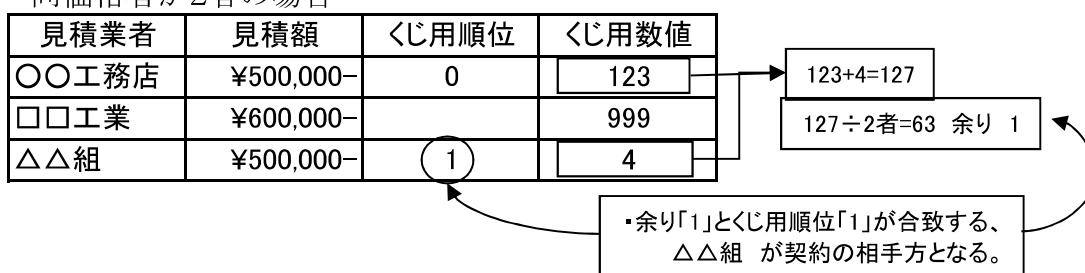
3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

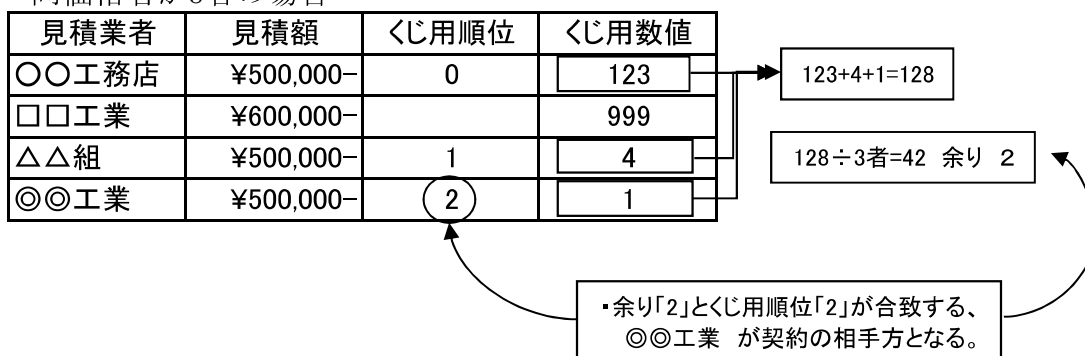
- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合



例) ・同価格者が3者の場合



令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職
筑後川下流総合管理所長 北村 達也 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和7年7月2日に交付された山口調整池船舶点検業務の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

電子メール：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は「くじの方法」をご覧ください。